

感染症治療による登校許可証明書について

下記の病気は学校保健安全法で学校感染症に定められております。児童・生徒がこれらの感染症に罹患した場合、出席停止となり、医療機関にて下欄の「登校許可証明書」に証明を受け、登校時に提出しなければなりません。なお、出席停止期間は登校許可証明書の提出により、欠席にはなりません。

高輪中学高等学校

学校において予防すべき感染症

- 第1種 エボラ出血熱^{しゅつけつねつ} クリミア・コンゴ出血熱^{しゅつけつねつ} 痘そう マールブルグ病
ペスト 重症急性呼吸器症候群（病原体 SARS コロナウイルスに限る）
ラッサ熱^{きゅうせいはいはくずいえん} 急性灰白髄炎（ポリオ） 南米出血熱 ジフテリア
鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A
ウイルスで H5N1 であるものに限る） 中東呼吸器症候群
指定感染症 新感染症
- 第2種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）
百日咳^{ひやくにちぜき} 麻疹^{ましん}（はしか） 流行性耳下腺炎^{りゅうこうせいじかせんえん} 風疹^{ふうしん} 水痘^{すいとう}
咽頭結膜熱^{いんとうけつまくねつ} 結核^{けっかく} 髄膜炎菌性髄膜炎^{ずいまくえんきんせいずいまくえん}
- 第3種 腸管出血性大腸菌感染症(O-157)^{ちようかんしゅつけつせいだいちようきんかんせんしょう} 流行性角結膜炎^{りゅうこうせいかくけつまくえん} 急性出血性結膜炎^{きゅうせいしゅつけつせいけつまくえん}
コレラ 細菌性赤痢^{さいきんせいせきり} 腸チフス パラチフス
その他の感染症^{おそれ}（溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・りんご病（伝染性紅斑）
ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症^{かんせんしょう}・流行性嘔吐下痢症^{りゅうこうせいおうとげりしょう}など）

登校許可証明書

中学・高校 年 組 氏名

上記の者の病気は、感染する虞^{おそれ}がなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

病 名

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

その他の指導事項

令和 年 月 日 医療機関名
医師氏名 印

※担任はコピーを保管し、原本を保健室へ提出すること